

令和6年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

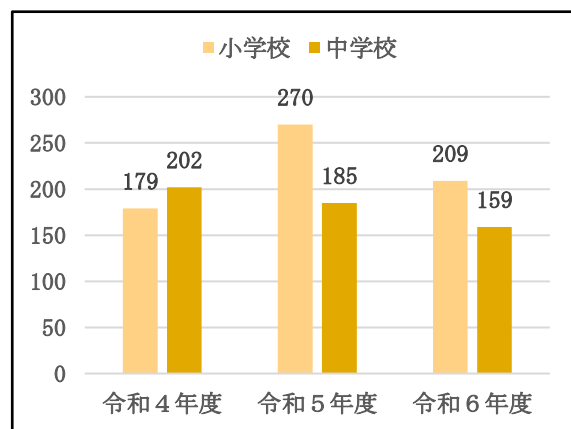
小田原市教育委員会
教育指導課調べ

- 1 調査期間 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- 2 調査対象 小学校25校、中学校11校
- 3 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）
- 4 調査結果

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数（過去3年間）（件）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	179	270	209
中学校	202	185	159
合計	381	455	368



② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	6	15
生徒間暴力	176	109
対人暴力	3	2
器物損壊	24	33
合計	209	159

③ 学年別加害児童生徒数（人）

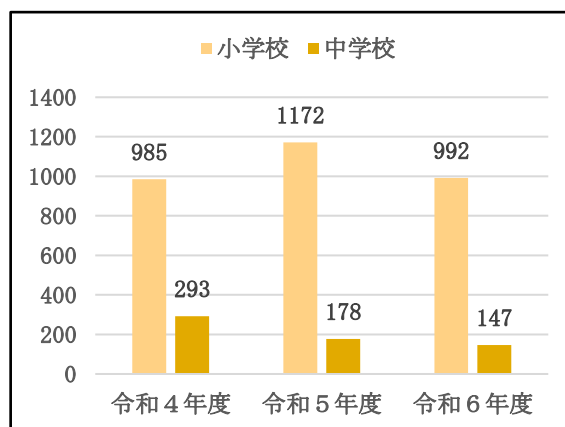
学年	小学校	中学校
1年生	40	53
2年生	30	63
3年生	34	31
4年生	34	
5年生	27	
6年生	30	
合計	195	147

暴力行為の発生件数は、令和5年度と比較して、小学校で61件の減少、中学校で26件の減少となりました。暴力行為の形態別発生件数の内訳としては、小学校、中学校ともに「生徒間暴力」が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順になりました。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数（過去3年間）（件）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	985	1,172	992
中学校	293	178	147
合計	1,278	1,350	1,139



※「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているときわめて肯定的に評価する（平成27年8月文部科学省）との見解に基づき、認知件数の向上に努めています。

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	556	105
仲間はずれ、集団による無視をされる	113	10
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	137	7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	56	3
金品をたかられる	14	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	49	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	132	6
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	34	13
その他	25	7

③ いじめの解消率（％）

	小学校	中学校
令和7年3月31日現在の状況	69.1	90.5
令和7年7月20日現在の状況	93.5	99.3

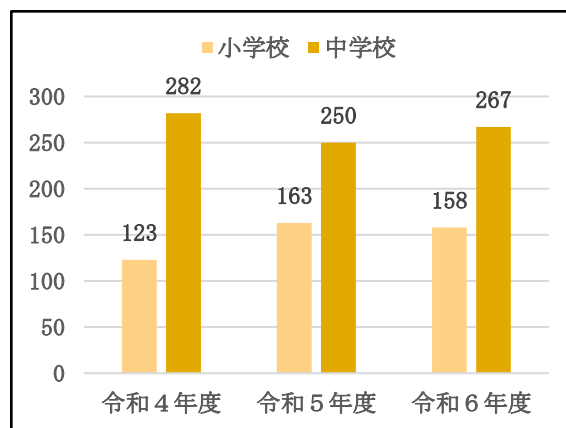
いじめの認知件数は、令和5年度と比較して、小学校で180件の減少、中学校で31件の減少となりました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、さらに小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

(3) 長期欠席（不登校等）の状況

① 不登校者数（過去3年間）（人）

校種	R 4	R 5	R 6
小学校	123	163	158
中学校	282	250	267
合計	405	413	425

※令和4年度は（欠席日数＋出席停止日数）が30日以上、令和5・6年度は（欠席日数）が30日以上を対象



② 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）（人）

項目	小学校	中学校
学校における人間関係をめぐる問題の情報や相談	29	18
学業の不振や頻繁な宿題の未提出	17	14
入学・転学・進級時の不安、学校の決まり等に関する相談	9	23
親子の関わり方、家庭生活の変化に関する情報や相談	37	20
生活リズムの不調、あそび・非行に関する情報や相談	40	79
無気力、不安等の相談	100	193
障がい（疑い含む）に起因する支援や個別の配慮の求めや相談	24	19
上記に該当しない	21	22
合計	277	388

③ 学年別不登校者数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	8	71
2年生	16	85
3年生	23	111
4年生	27	
5年生	35	
6年生	49	
合計	158	267

不登校児童生徒数は、令和5年度と比較して小学校で5人減少して、中学校で17人増加しました。学校が把握している内容としては、無気力や不安等の相談や、生活リズムの不調や親子の関わり方、家庭生活の変化に関するの情報や相談が多くなっています。また、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しています。

5 今後の主な取組

＜暴力行為・いじめ＞

- 学校では、暴力行為やいじめの未然防止に向けて、児童生徒・教職員が豊かな関わりを通して、多様性を尊重する態度を育んでいきます。
全教育活動を通して、人権尊重の意識を醸成していき、暴力行為やいじめは、「暴力行為やいじめを受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではない」という共通認識をもち、毅然とした態度で児童生徒への対応にあたるとともに、暴力行為やいじめの背景にある加害児童生徒の様々な要因を、多面的に理解した上で指導・支援を行っていきます。
- 市教育委員会では、児童生徒の現状や課題に焦点を当てた「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、これからの時代に沿った指導・支援の方法についての研修を引き続き行います。また、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と速やかに連携し、対応に努めていきます。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域が協力して解決するという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めます。

＜長期欠席（不登校等）＞

- 学校では、魅力ある学校づくりをテーマに、校内が安心して過ごせる居場所となるように、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行います。また、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、学校が楽しいと思える場面を増やすことで、不登校の未然防止に努めます。さらに、保護者にとっても安心安全な学校を目指します。
そのため、校内の支援体制の充実を進めるほか、個々の教育的ニーズに応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材や子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら、不登校の要因となっている背景（家庭環境や生活リズムの不調、障がい起因するもの等）にも目を向けた支援も行います。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談や教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の運営等により学校以外の居場所づくりの充実を図るとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続していきます。また、校内支援室（校内教育支援センター）を担当する個別支援員の配置などにより、校内の登校支援体制の充実を行います。さらに、登校支援担当者連絡会議や学校訪問等を実施し、市内の不登校児童生徒の状況把握や支援の仕方等についての情報共有を行います。「小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン」を令和7年9月に策定し、教育委員会及び学校や民間施設（フリースクール等）、児童生徒（保護者）との連携に努めます。
- 不登校対策としては、未然防止に加え、早期発見と早期対応が重要であると考えています。「おだわら子ども若者教育支援センター『はーもにい』」の取組等を地域や保護者に周知することで、児童生徒や保護者が安心して相談できるように環境を整えます。また、登校支援関係機関連絡会を実施し、関係機関との情報共有や不登校にかかわる課題等についての協議を行っていきます。

（事務担当）教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

(1)「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類しています。ただし、家族や同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

- 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸倉をつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃用具でたたいた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた
- 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りした
 - ・偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた
- 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。

(2) 「いじめ」

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

（注2）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注4）「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案するものとする。

「①いじめに係る行為の解消」：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめの認知件数は、いじめられた児童生徒の人数を計上する。

(3)「長期欠席（不登校等）」

「長期欠席者」とは、「児童生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、**1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒**をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「不登校者」は「長期欠席者」のうち、「不登校」を理由とする児童生徒をいいます。

- 「病気」： 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」： 家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。

◇「不登校の具体例」

- ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・ 無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・ 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

- 「その他」： 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

◇「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

なお、「児童生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合には、その日数についても欠席日数として含める。